

日本褥瘡学会中部地方会会則

(平成 16 年 11 月 20 日一部改定)

(平成 22 年 2 月 21 日一部改定)

(平成 23 年 2 月 27 日一部改定)

(平成 30 年 10 月 1 日一部改定)

第 1 章 総則

第 1 条 本会は日本褥瘡学会中部地方会（以下、本会）と称し、事務局を株式会社 北村に置く（石川県金沢市近岡町 191 番地 23）。

なお中部地方会は、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重の 7 県で構成される。

第 2 条 本会は、中部地方会における褥瘡や創傷管理に関する教育、研究、専門的知識の増進普及を計り、併せて褥瘡の予防と医療の向上と充実に貢献することを目的とする。この会の設立は平成 15 年 8 月 30 日とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会および講習会などの開催
2. 他の地方会や内外の関連学術団体との連絡および提携
3. その他の必要な事項

第 2 章 会員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し所定の申し込み手続きを経て世話人会で承認されたものとする。なお、詳細は施行細則による。

1. 正会員 医療に従事するものおよび医学研究者
2. 賛助会員 本会の目的、事業に賛助する個人、および企業の代表者

第 5 条 この会の会員になろうとするものは、所定の申込書を世話人会に提出し、承認を受けなければならない。

第 6 条 会員資格の喪失は次の各項にあたる場合とする。

1. 退会
2. 会費未納（2 年以上）
3. 死亡
4. 除名

第 3 章 役員

第 7 条 本会には若干名の世話人とその中から代表世話人 1 名を置く。

第 8 条 世話人会において互選により代表世話人、学術集会会長を選出する。

第 9 条 代表世話人の任期は 3 年とし再任を妨げない。

第 4 章 会議

第 10 条 本会の会議は次の通りとする。

(1) 総会 (2) 学術集会 (3) 世話人会

第 11 条 代表世話人は年 1 回定例総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。総会の議長は代表世話人とする。

第 12 条 総会では、以下の事項を報告する。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) その他

第 13 条 代表世話人は、毎年 1 回以上世話人会を開催する。議長は代表世話人とする。

第 14 条 学術集会会長はその年の学術集会を開催する。

第 5 章 会計

第 15 条 本会の会計は、年会費と学術集会の参加費ならびに協賛金をもって行う。

1. 正会員 2,000 円 2. 賛助会員 20,000 円

第 16 条 会計は毎年 1 回、世話人会の承認を得る。

第 17 条 本会の会計年度は 10 月 1 日に始まり 9 月 30 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

第 18 条 本会の会則は世話人会の承認を経て改定することができる。

付則

本会会則は 2003 年 8 月 30 日より実施する。